

「京都・亀岡保津川公園」に係る建ぺい率について

平成 27 年 12 月  
京 都 府  
亀 岡 市

1 建ぺい率について

現行条例が適用されていない「京都・亀岡保津川公園」における建ぺい率を規定する。

□規定の内容

亀岡市都市公園条例第 3 条の 4

(1) 令第 5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第 5 項に規定する教養施設又は同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 (京都・亀岡保津川公園にあっては、敷地面積の 100 分の 15) を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

「京都・亀岡保津川公園」の建ぺい率 . . . 17%

・ 通常分：公園の敷地面積の 2%

・ 特例分：（通常分＋）公園の敷地面積の 15%（運動施設 他）

2 亀岡市議会への提出

平成 27 年 11 月 30 日

# 亀岡市都市公園条例

(設置、区域の変更及び廃止)

第3条の5 市が設置する公園は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、当該公園の名称、位置及び区域その他必要な事項を公告しなければならない。

(昭52条例38・一部改正、平25条例10・旧第3条線下・一部改正)

別表第1(第3条関係)

(昭57条例13・全改、昭59条例29・昭60条例2・昭60条例16・昭61条例14・昭61条例37・昭63条例17・昭63条例28・平2条例5・平4条例32・平5条例18・平7条例18・平10条例15・平11条例14・平13条例16・平13条例31・平14条例15・平18条例40・平21条例35・一部改正)

都市公園

公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内
20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内